桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する知事意見

（総括的事項）

１　事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮し、より一層の環境影響の低減に努めること。

２　評価書の作成までに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、それら工事内容等を反映した評価書を作成すること。

（個別的事項）

１　大気

大気汚染防止法の改正に伴い、当該施設は水銀排出施設として水銀及びその化合物の排出が規制されることになるため、同法に基づく排出基準を遵守すること。

２　大気、騒音、振動、悪臭、水質

存在及び供用時における各種測定については、環境影響評価の事後調査としてではなく、運営・維持管理における測定として実施する計画となっていることから、関係法令等に基づく測定を確実に行い、施設を適切に管理すること。

３　騒音

工事用車両の走行による騒音影響について、環境保全措置として「工事用車両運行ルートの分散」を実施することによって、基準又は目標とした値を下回る計画となっているが、事後調査結果がその値を超過した場合には、更なる措置を検討のうえ実施すること。

４　水質、水生生物

三重県指定天然記念物である「嘉例川ヒメタイコウチ生息地」と、対象事業実施区域からの排水の流路との位置関係が不明確であるため、評価書で明らかにすること。